

君津広域水道企業団水道水等における放射性物質の測定結果

単位：Bq/kg

採水日	大寺浄水場 (木更津市大寺346番地)				十日市場浄水場 (木更津市 十日市場500番)	
	原水		浄水		浄水	
	¹³⁴ セシウム	¹³⁷ セシウム	¹³⁴ セシウム	¹³⁷ セシウム	¹³⁴ セシウム	¹³⁷ セシウム
4月17日	不検出 (検出限界値0.7)	不検出 (検出限界値0.6)	不検出 (検出限界値0.5)	不検出 (検出限界値0.7)	不検出 (検出限界値0.5)	不検出 (検出限界値0.8)
4月10日	不検出 (検出限界値0.6)	不検出 (検出限界値0.9)	不検出 (検出限界値0.5)	不検出 (検出限界値0.7)	不検出 (検出限界値0.7)	不検出 (検出限界値0.6)
4月3日	不検出 (検出限界値0.6)	不検出 (検出限界値0.9)	不検出 (検出限界値0.7)	不検出 (検出限界値0.7)	不検出 (検出限界値0.6)	不検出 (検出限界値0.6)

- ※ 1 水道水中の放射性物質に係る目標値（平成24年3月5日付け厚生労働省健康局水道課長より）
- ・放射性セシウム（セシウム134及び137の合計）（飲料水） 10Bq/kg
- 2 摂取制限及び解除の目安（平成24年3月5日付厚生労働省健康局水道課長より）
- ① 摂取制限の目安
 - ・1回の検査であっても目標値を著しく上回る等、その水道水を継続して飲用することによってWHO飲料水水質ガイドラインの個別線量基準である0.1mSvを超えるおそれのある場合
 - ・水道施設の点検・整備や複数回の放射能検査によっても、なお長期間目標値を超過することが見込まれる場合。
 - ② 摂取制限の解除に目安
 - ・目標値超過の原因が明らかとなり、それが回復したことが放射能濃度等で確認された場合。
- 3 「検出限界値」とは測定において検出できる最小値をいい、同じ機器で測定を行っても、検体ごとに変動します。また、「不検出」とは、検出限界値を下回っていることを示しています。

県水道局 <http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/>

県水政課 <http://www.pref.chiba.lg.jp/suisei/>

県大気保全課 <http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/h23touhoku/houshasen/index-sokutei.html>